

東大井三丁目における都有地（都営元芝アパート跡地）を 活用した特別養護老人ホーム等の整備について

東大井三丁目の都有地（都営元芝アパート跡地）について、都の「都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」により、特別養護老人ホーム等の整備を進める。

1 都有地および事業者選定の概要

(1) 都有地の概要

- ア 所在地（住居表示）
東京都品川区東大井三丁目4番1号、2号
- イ 敷地面積
約3,309㎡（契約締結時に確定）
- ウ 用途地域等
第一種中高層住居専用地域
 - ・建ぺい率：60%
 - ・容積率：200%

【現地図】



(2) 都の事業者選定方法

- ア 都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱（高齢）に基づき、都は都有地の借受者を公募する。
- イ 区は、応募者に関する意見書を都に提出する。都は、区の意見書も踏まえ、応募者を審査し、借受者を決定する。
- ウ 借受者は、都から土地を定期借地（50年）で借受け、施設を建設し運営する。

2 条件とする介護保険施設等

- (1) 特別養護老人ホーム（ユニット型・定員80人以上）
- (2) 老人短期入所施設（ユニット型、定員8人以上。ただし、特別養護老人ホーム定員の1割以上。）
 - ※事業者が提案する併設施設等を併設することも可能。ただし、併設を希望する場合は事前に区との協議が必要。

3 施設整備費の補助

都の施設整備費補助制度あり

4 今後の主なスケジュール（予定）

令和4年	5月下旬	住民説明会
令和4年	6月下旬	事業者公募
令和5年	6月頃	事業者決定
令和6年	11月頃	工事着工
令和7年	11月頃	工事竣工
令和8年	3月頃	開設